

D V 防止及び被害者保護等の現状と課題について

(令和 8 年 7 月 31 日)

内閣府男女共同参画局

1. 配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

- ▶平成13年、参議院「共生社会に関する調査会」から法案が提出され、成立。その後、平成16年、平成19年、平成25年に議員立法による改正が行われ、制度が拡充。令和元年に児童福祉法等一部改正法による改正（児童相談所との連携等）、令和5年に保護命令制度の拡充等、令和7年には、保護命令（接近禁止命令等）の禁止行為の追加が行われた（令和7年12月30日施行）。
- ▶配偶者からの暴力は、**犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害**である。通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る**ために制定。

配偶者からの暴力（定義）

- { ①法律婚の相手方
②事実婚の相手方
③生活の本拠を共にする交際相手 } からの { **身体に対する暴力**
又は
これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 }

※離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③からの暴力等を含む

1 基本方針・都道府県計画等

- 国が定める「**基本方針**」（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- 基本方針に即して定める「**都道府県基本計画**」（市町村は基本計画を定める努力義務）
- ▶配偶者からの暴力の防止・被害者の保護（含：自立支援）に関する
 - (1)基本的な事項、(2)施策の内容、
 - (3)国、地方公共団体、民間団体等の連携・協力、
 - (4)その他重要事項

2 相談・被害者保護の体制

- 配偶者暴力相談支援センター**（相談支援センター）
 - ▶都道府県の女性相談支援センターや市町村の施設など**適切な施設が機能***を果たす（市町村は設置の努力義務）
 - ※相談又は相談機関の紹介／カウンセリング／緊急時における安全の確保／一時保護（女性相談支援センター、委託された民間シェルター等）／自立支援、保護命令制度、シェルター利用の情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助
- 女性相談支援員**による相談・援助
- 女性自立支援施設**における被害者の保護

3 保護命令制度

- 裁判所が、被害者***の申立てにより、相手配偶者に対し、**一定の行為を禁止する等の命令を発令する制度**

※①～⑤は**身体に対する暴力と生命・身体、自由、名誉、財産に対する脅迫**、⑥は、**身体に対する暴力と生命・身体に対する脅迫の被害者**

- ①被害者への**接近禁止命令** [1年間]
- ②被害者への**電話等禁止命令** [1年間]
- ③子への**接近禁止命令** [1年間]
- ④子への**電話等禁止命令** [1年間]
- ⑤親族等への**接近禁止命令** [1年間]
- ⑥**退去等命令** [2か月間（特例6か月間）]

○命令違反の罰則

2年以下の拘禁刑/200万円以下の罰金

<口頭弁論又は審尋の期日を経て発令することが原則>

4 被害の防止・被害者の自立支援のための仕組み

- 発見者による通報等**
 - ▶配偶者からの暴力（**身体に対する暴力に限る**）の被害者を発見した者は、相談支援センター又は警察官に通報するよう努める
 - ▶医療関係者は、配偶者からの暴力（同上）による負傷・疾病を発見した際は、**被害者の意思を尊重し**、相談支援センター又は警察官に通報できる
- 警察**による被害の防止に必要な措置・援助
- 福祉事務所**による自立支援 ○**関係機関の連携協力**

5 法定協議会

- 都道府県は、**協議会を組織する努力義務**（市町村は「できる規定」）
- ▶協議会の事務
 - ・被害者保護を図るために必要な情報交換
 - ・被害者に対する支援内容に関する協議
- ▶関係機関等への協力要求権（資料提供等）
- ▶協議会の事務の従事者等に**守秘義務**

6 その他

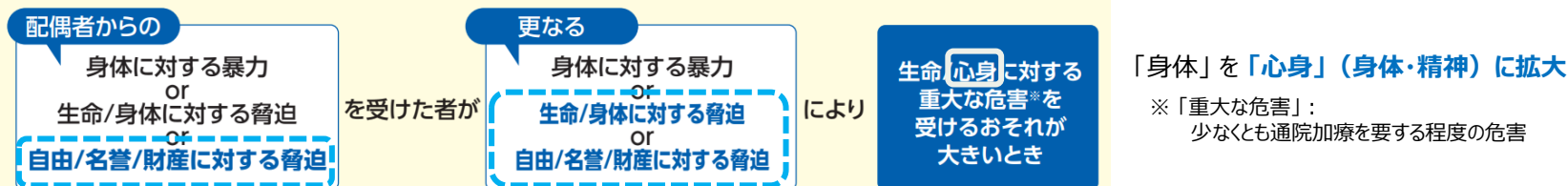
- 職務関係者による配慮等→被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権尊重、安全確保等に配慮
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 国の負担及び補助 等

2. 配偶者暴力防止法（DV防止法）の令和5年改正【ポイント】

令和6年4月1日施行

◆保護命令制度の拡充

- 接近禁止命令等**の申立てができる**被害者の範囲・要件の拡大**（枠線部分が拡大）/**期間の伸長（6か月→1年）**



- 電話等禁止命令の対象行為に、**文書の送付・SNS等の送信、GPSによる位置情報の無承諾取得など**を追加
- 子への電話等禁止命令を創設**（被害者と同居する未成年の子）
- 退去等命令の期間について、特例を新設**
住居の所有者・賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより、原則2か月→**6か月**
- 保護命令違反の**厳罰化**
1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → **2年以下の懲役／200万円以下の罰金**

※2025年5月31日まで
は「懲役」。刑法等の改正
に伴い、2025年6月から
「拘禁刑」

◆切れ目ない支援を行うための多機関連携の強化

- 国が定める「基本方針」・都道府県基本計画について
 - ① 被害者の**自立支援**のための施策
 - ② 国、地方公共団体、民間団体の**連携・協力** を必要的記載事項に。
- 被害者保護のための情報交換・支援内容の協議を行う**協議会を法定化**【都道府県は努力義務、市町村は「できる規定」】
（設置根拠、協議会の従事者等の守秘義務等）
※ 配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所、法テラス等の関係機関の参加を想定

◇附則

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. DV防止及び被害者保護等の現状と課題について（論点整理集）



令和6年4月に施行された改正配偶者暴力防止法（以下、「令和5年改正法」という。）の運用状況やDV被害者支援を取り巻く状況について、配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）への事例調査を通じて現状及び課題を整理し、今後の関連施策の立案に向けた検討に資する論点整理集として取りまとめた。

I 有識者会議

委員・オブザーバー等	■有識者委員（敬称略・五十音順、◎は座長、肩書きは令和7年度現在） 可児 康則 名古屋第一法律事務所 弁護士 北仲 千里 NPO法人全国女性シェルターネット 共同代表／広島大学 ハラスメント相談室 准教授 ◎中村 正 立命館大学 特任教授／一般社団法人UNLEARN 代表理事 古川 由紀 全国女性相談支援員連絡協議会 副会長 雪田 樹理 女性共同法律事務所 弁護士／特定非営利活動法人いくの学園 理事長 ■オブザーバー 警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省 ■事業実施者 内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課（事業委託先（株）リベルタス・コンサルティング）
開催回数等	第1回（11／7）、第2回（12／24）、第3回（2／10）、第4回（3／5）
特記事項	DV被害者支援に関する個別ケースを取り扱うため非公開とした。

II 事例調査の概要

	アンケート調査	ヒアリング調査
調査対象	保護命令申立て支援を含むDV被害者支援に積極的に取り組む配暴センター等（配布：38センター、回収：36センター） ※回収内訳：都道府県20センター、市区町村16センター	アンケート調査で得られた事例のうち、より詳細を確認等する必要がある10センター（都道府県6センター、市区町村4センター）
収集事例数	301事例	
調査期間	2025年11月下旬～12月初旬	2026年1月上旬～2月中旬
調査方法	電子メールを通じたアンケート調査（Excel）	オンライン方式



テーマ

論点

1 令和5年改正法施行後の保護命令制度の運用状況について

(1) 接近禁止命令等の要件拡大の影響

- 脅迫の被害による申立てが円滑に行われるため、どのような施策が必要か。
- 基本方針に明記されていることのほか「心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得ることはないか。

(2) 脅迫、精神的暴力の証拠収集の在り方

- できる限り本人負担を抑えながら、申立て準備を進めるための方策は考えられないか。

(3) 退去等命令の効果（荷物の取り出し等）

- 退去等命令の発令の有無にかかわらず、荷物の取り出しを円滑に行うための方法を検討する必要があるのではないか。
- 荷物の取り出し等にかかる支援の地域差等をなくすため、配暴センターと警察間での連携がより一層必要ではないか。

2 法定協議会の在り方について

- 個別のケースに柔軟に対応するための、多機関連携の好事例の情報共有等が必要ではないか。



テーマ

論点

3 被害者支援の在り方について

(1) 多様な被害者への対応

①外国籍被害者への対応

- 日本法に拠らない婚姻の場合等には、必要な法律知識が求められるため、専門家等との連携による支援体制の拡充が必要ではないか。
- 保護命令の申立てに当たって通訳・翻訳の負担が大きいと、これを軽減するための取組が必要ではないか。

②高齢被害者への対応

- ADLの低下等が生じる傾向にある高齢被害者に対しては、切れ目のない支援の観点から、DV被害者支援施策と高齢者支援施策双方の柔軟な対応が必要ではないか。

③障害・疾患等を有する被害者への対応

- 被害者の安全を確保しながら、医療・介護サービス等を継続するためにどのような取組が必要か。
- 心理職や精神科医とのつながりを構築するために、どのような取組が必要か。

④男性被害者への対応

- 男性被害者への面接相談を含めた相談窓口・支援の拡充に向け、どのような取組が必要か。

(2) 同伴の子への対応

- 被害者と同伴の子を共に保護するための柔軟な方法について、好事例の情報共有等が必要ではないか。
- 児童福祉分野との連携を更に促進するために、どのような取組が必要か。

(3) テクノロジーを悪用した加害者の追跡行動等への対応

- テクノロジーを悪用した加害者の追跡行動等についての知見の蓄積や対応方法の検討が必要ではないか。

(4) 中長期にわたる被害者支援

- 被害者とそのこどもに対する中長期支援において、地域の実情に応じ配暴センターがどのような役割を担うか、関係機関・部門とどのように連携するかを整理する必要があるのではないか。

1 令和5年改正法施行後の保護命令制度の運用状況について

(1) 接近禁止命令等の要件拡大の影響



調査結果 (概要)

- 令和5年改正法施行後に、拡大された要件（脅迫の対象：自由、名誉、財産への脅迫、重大な危害を受けるおそれの範囲：生命/心身に対する重大な危害）のみに基づいて、接近禁止命令等の申立てをした事例は確認されていない。
- 一方、令和5年改正法で拡大された要件によるものではないが、改正法施行後に、初めて生命・身体に対する脅迫による申立て支援を行い、発令された配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）の事例はある。また、身体的暴力がない、もしくは証拠がない中で、生命・身体に対する脅迫の証拠が得られている場合に、保護命令（接近禁止命令）申立て・発令に至っているケースがみられる。ただし、該当ケースは多くない。
- 拡大された要件（自由、名誉、財産への脅迫のみ）で接近禁止命令等の申立てを行った事例の情報があれば知りたいとする配暴センターは多い。
- 改正による接近禁止命令の期間の伸長（6月→1年）に対して評価する配暴センターの意見が多くみられた。

有識者 コメント

- 身体的暴力がない中で、配暴センターが保護命令の申立てを支援した事例がある。令和5年改正法施行以前であれば、おそらく申立ての提案を行っていなかった。
- 配暴センターの相談・支援員が、精神的暴力による保護命令申立てを検討・提案する動きと機運が生じている。
- 今回の保護命令の改正は、精神的暴力までを保護命令のターゲットに含めたことが焦点だが、利用が低調であり、精神的暴力のみでは利用が難しいとの問題点が表れている。精神的暴力の対象となる範囲が脅迫の部分に限定されてしまったことが問題なのか、法には書かれていないが、基本方針の中で、うつ病や心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の診断書の提出が必要としたことが問題なのか、あるいは双方なのかという点はとても重要と思う。
- 裁判所が、基本方針に書かれている文言通りに「心身に重大な危害」（少なくとも通院加療を要する程度の危害であり、このうち「心（精神）」への重大な危害としては、うつ病、PTSD、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられる）を限定的に解釈すると、保護命令が認容されにくくなる。
- 今後、保護命令手続のデジタル化の進展によって、避難先からも申立てができるようになれば、本人負担の軽減になると思う。

論点

- 脅迫の被害による申立てが円滑に行われるため、どのような施策が必要か。
- 基本方針に明記されていることのほか「心身に重大な危害を受けるおそれが大きい」と評価し得ることはないか。

1 令和5年改正法施行後の保護命令制度の運用状況について

(2) 脅迫、精神的暴力の証拠※1収集の在り方



※1 被害者の被害申告を補完する録音・記録や写真など。支援者が証拠の有無を問うことで、被害者を疑ったり責めたりするような態度に見えてしまうのを防ぐため、支援の現場では、「証拠」といった言葉を使わないように配慮している。

調査結果 (概要)

- 申立人（本人）にとって申立書の作成にかかる精神的負担は大きいものがある。そのうち、脅迫言動の証拠（録音データ等）がない場合など証拠を添付することが困難なケースである場合には、裁判所から申立ての取り下げを求められる、または却下されるケースがみられる。
- 令和5年改正法施行後、裁判所が暴力（精神的暴力のみならず、身体的暴力についても）の証拠資料をこれまでよりも多く求めるケースが増えている、との配暴センター意見もみられる。
- 精神的暴力による申立てに向け、精神科で診断書を取得しようとした場合、精神的暴力と精神症状の因果関係の記載がないと不備が生じるのではないかと危惧する配暴センターが複数みられた。

有識者 コメント

- 申立ての際には証拠書類としてなるべく多くの資料を添付しており（脅迫の録音データ、診断書、写真など）、中でも録音データは、裁判所からの指示を受け、すべて書き起こして書面化して提出している。
- 令和5年改正法で、必ずしも精神科や心療内科の診断書でなくとも証拠能力があるとの記載があったが、内科等の診断書を添付されている事例もみられる。特に、精神科が少ない地域においては多様な診療科から診断書を取得し活用できることは貴重な情報である。
- 経験則から、内科の受診でも精神的ストレスから来る身体症状などもあるので、必ずしも精神科の診断書を必要とせずとも良いと考えている。
- 証拠を集めることの困難さだけでなく、脅迫とうつ病等の実際の身体症状との因果関係を立証することにも難しさが伴う。
- 診断書の添付は、申立てを補完する意味合いで行っている。暴力と心の症状の直接的な因果関係を診断書に記載することは難しいと思う。
- 医学的に因果関係の判断を求められる場合には、精神科医師も悩むが、主にPTSDの症状から判断していくのではないかな。
- 裁判所は、他の証拠も照らし合わせて因果関係を総合的に判断する。そのため、診断書に因果関係が記載される必要はないと思う。身体的暴力については因果関係の記載について特に要求されない。
- 脅迫言動の証拠として録音データ、精神的暴力の証拠として精神科の診断書を活用することは有効だが、それらの証拠が必要との認識（思い込み）が広がっている可能性がある。
- 一時保護事案に関して、20年間の資料保存期間を設定している配暴センターにおいて、過去の保護命令申立ての記録を基に、即座に正確に、再度申立てをすることができたケースがみられた。各配暴センターの記録保存期間は恐らく様々ではないか。数年で廃棄してしまうと、過去に相談していた事実を証明できなくなるおそれがあるため、記録の保存の在り方については考えた方が良い。
- 支援者がことさら証拠の有無を問い、「証拠」という文言を多用することで、被害者を疑ったり責めたりする態度に見えてしまいがちであることには留意が必要である。「被害申告を補完する資料」といった表現を用いるなど、被害者の申告を大切に取扱う支援者の言動が、被害者の負担感の軽減にも寄与すると思う。

論点

- できる限り本人負担を抑えながら、申立て準備を進めるための方策は考えられないか。

1 令和5年改正法施行後の保護命令制度の運用状況について

(3) 退去等命令の効果（荷物の取り出し等）



調査結果 (概要)

- 被害者が所有者・賃借人の住居の場合で、特例により6か月間の退去等命令が発令されるケースがあった。このようなケースでは、退去等命令を経て自身が所有する住居を売却し、経済的安定への道を歩む被害者もみられた。
- 一方で、退去等命令発令後も、理由を付け加害者が自宅から退去しないケースや、鍵を変更して被害者の荷物の持ち出し等を妨害するケースがみられる。また、退去時に加害者が、被害者の荷物を処分してしまう、持ち去ってしまうケースもみられる。
- 退去等命令と接近禁止命令との要件の違いによる問題点等は、見受けられなかった。
- 元々居住していた家には、盗聴器やGPS機器等が仕込まれている可能性もあり、所在地そのものが加害者に知られているため、被害者の安全確保のためには、家ごと住み替えた方が良いといった意見が配暴センターからあった。
- 退去等命令が発令されていない場合、警察や弁護士の協力を得てもなお、荷物を取り出せないケースがみられた。また、警察の協力が得られないケースもあった。
- 一方、警察の協力を得て、必要な荷物の取り出しができていた被害者の事例も複数あった。
- 荷物が取り出せない場合、資力に乏しい被害者や、着の身着のまま避難した被害者は衣服、日用品、家具等の新たな経済負担や、保険証がないことによる医療受診の困難さなどがみられる。

有識者 コメント

- 退去等命令が出ているにもかかわらず退去しなかったら、保護命令違反。警察に通報し、通報を受けた警察は加害者の身柄拘束など必要な対応をする必要がある。
- 退去等命令発令の前の段階において、どのような形で警察と連携を取るのかが重要。申立書が届いた段階で加害者が荷物を処分したり持ち去ったりするケースを踏まえ、連携方法について整理する必要がある。
- 荷物の取り出しに困っている事例が多い。警察が動いてくれる／動いてくれない地域があると耳にする。相談員が協力・役割分担をするなどにより、警察が介入するハードルを下げる可能性があると思うが、危険性を認識して、もっと警察が介入した方が良いと思う。
- 保護命令発令の有無にかかわらず、警察とどのように連携していけるものか、相談現場で役に立つ共通の考え方を構築していければ良い。

論点

- 退去等命令の発令の有無にかかわらず、荷物の取り出しを円滑に行うための方法を検討する必要があるのではないか。
- 荷物の取り出し等にかかる支援の地域差等をなくすため、配暴センターと警察間での連携がより一層必要ではないか。



調査結果 (概要)

- 法定協議会の有無にかかわらず、個別ケース検討会議に参加している配暴センターは多い。都道府県の配暴センターは支援調整会議、市町村の配暴センターは必要に応じて関係者や関係機関を集めての会議の形態を取るケースが多くみられた。
- 個別ケース検討会議を通じた連携・協働の効果としては、支援方針・役割分担の明確化、多機関連携による安全確保・避難等への段取りの具体化、複合的な課題に対応しながらの生活再建推進等が挙げられる。
- また、連携・協働の課題としては、自治体の姿勢や参加度等により連携への効果が左右されること、多職種・多機関での情報共有が難しいことなどが挙げられていた。
- 一方、配暴センターによる個別の支援事例をみると、連携等が必要と思われる事案であっても、個別ケース検討会議が開かれず、複数機関が個別に対応を行っている事例もみられた。

有識者 コメント

- 自治体にとっては、個別ケース検討会議が、DV防止法に基づくもの、女性支援法や児童福祉法等に基づくものなどがあるため、各会議の目的を明確にし、自治体の状況に応じて工夫した開催ができるように整理する必要がある。
- 個別ケース検討会議は、状況によって（緊急時、支援の節目等）、本人がどこにいるか（施設、自宅等）によって開催の仕方が変わる。その時々の中核となる機関が軸となり支援の流れを作ることが現実的と思う。
- 個別ケース検討会議を開催してもらえずに悩んでいる関係機関（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、女性自立支援施設等）はみられる。個別ケース検討会議の開催方法・開催時期・参加者等について、好事例を基にモデル化をしてはどうか。
- 多産DVで子育て困難となっているケースや離婚・再婚を繰り返し多子家族で母親が負担になっているケースがある。年齢が上のこどもはヤングケアラーであることもある。本来であれば、虐待とDVの交差があるので多問題家族として法定協議会等で対応を議論・検討を要するケースがある。

論点

- 個別のケースに柔軟に対応するための、多機関連携の好事例の情報共有等が必要ではないか。

3 被害者支援の在り方について

(1) 多様な被害者への対応 ①外国籍被害者への対応



調査結果 (概要)

- 日本人と結婚した外国籍被害者のみならず、被害者・加害者ともに外国籍の事案も多い。
- 翻訳・通訳の問題、外国籍特有の法制度（入管法、在留資格）、婚姻・離婚に関する出身国の法律への知識不足などが課題となっている。

有識者 コメント

- 外国籍の被害者への支援については、言語の問題だけではなく、法律が日本法ではない婚姻の場合、相談に乗ること自体が非常に難しい。入管、在留資格、国際結婚（ハーグ条約）も含めた問題等についての知識が必要で、相談員が知った上で対応しなければいけない。
- 日本語能力がおぼつかない方が、保護命令申立てをする場合には、日本語で申立書を作成するとともに、相手方が外国籍の場合にはその国の言語に翻訳したものも提出するなど、申立ての負担は大きい。
- 英語、中国語の対応ができる弁護士の確保が課題である。
- 外国籍同士の夫婦の離婚時の準拠法について、同じ国同士であればその国の法に準拠するが、別の国同士であればどの国の法律に準拠するかが問題となる。また、こどもと親の本国法が同じであればその法律を使うなどの知識が必要になる。
- 被害者、加害者の在留資格をどのように考えるか等がポイントで、そのための知識を得ることが大事である。
- 外国語対応においては、社会資源の多寡から、地域間格差が大きい。
- 裁判所法・民事訴訟法により、裁判は日本語で行わなければならない。日本語の書面に対する通訳・翻訳の負担を本人に掛けているのが今の裁判所の実情である。司法通訳制度の抜本的な転換をどのように進めるかは大きな論点だ。
- いわゆる「行政通訳、司法通訳、医療通訳」など既存の資源の活用が望まれる。
- 外国籍の方々のコミュニティの中では、それぞれ独自のルートを持つなどにより情報共有が活発になされているため、加害者・被害者が繋がりやすい。被害者支援側の通訳・翻訳者などの関係者が、偶然加害者の知人であることも少なくない。加害者からの追及に関して特別のリスクアセスメントが必要である。

論点

- 日本法に拠らない婚姻の場合等には、必要な法律知識が求められるため、専門家等との連携による支援体制の拡充が必要ではないか。
- 保護命令の申立てに当たって通訳・翻訳の負担が大きいいため、これを軽減するための取組が必要ではないか。

3 被害者支援の在り方について

(1) 多様な被害者への対応 ② 高齢被害者への対応



調査結果 (概要)

- 要介護等の方の場合の避難施設・住居確保の難しさ、避難後の医療・介護サービスの継続利用の問題、高齢者施策と女性保護施策の狭間にいる「元気な高齢被害者」への制度的支援の乏しさなどが課題となっている。

有識者 コメント

- DVで女性自立支援施設に保護されたが、日常生活動作（以下、「ADL」という。）の低下により、高齢者福祉施設に転居することになり、DV被害者支援が行き届かなくなるケースがみられる。多機関連携による長期的な支援を検討する必要がある。
- 高齢者虐待防止法とDV防止法が交差する領域に多職種連携の課題が存在している。高齢者虐待対応にもDVの知識が必要である。
- 高齢被害者は、こどもがいたとしても迷惑を掛けたくないとして、疎遠になるケースも多く、孤立無援になりやすい。
- DV被害者支援策よりも高齢者支援策の方が、メニューが多いため、高齢者支援者との連携が重要である。一方で、提供できる支援メニューの差が、両者の対等な連携を難しくしている側面もある（高齢者支援者が連携メリットを感じにくい）。

論点

- ADLの低下等が生じる傾向にある高齢被害者に対しては、切れ目のない支援の観点から、DV被害者支援施策と高齢者支援施策双方の柔軟な対応が必要ではないか。

3 被害者支援の在り方について

(1) 多様な被害者への対応 ③障害・疾患等を有する被害者への対応



調査結果 (概要)

- 障害・疾患等を抱える被害者を受け入れられる施設や住居が限られている。また、移動が困難、医療・介護サービス等を中断する不利益が大きい等の場合には、暴力から避難するという選択肢が取りにくいとの意見があった。
- 発達障害、精神的な障害を持つ被害者とのコミュニケーションを取ることに困難を感じている配暴センターからの意見があった。

有識者 コメント

- 精神的な疾患があると、シェルターに入りづらい現状がある。DVの影響からメンタル不調になることは当然ありうることであり、そのような被害者にも、相手から離れることも含め継続した支援が当然、必要である。
- 心理職等の専門職と連携したり、精神科医とのつながりを構築していくことが、支援拡充の一つの方向性とする。
- DVの結果としての精神的な不調があるので精神的な健康を回復するためにもDV対応的な視点が必要である。

論点

- 被害者の安全を確保しながら、医療・介護サービス等を継続するためにどのような取組が必要か。
- 心理職や精神科医とのつながりを構築するために、どのような取組が必要か。

3 被害者支援の在り方について

(1) 多様な被害者への対応 ④男性被害者への対応



調査結果 (概要)

- 男性からの相談は取扱っていない（女性・男性の支援を同時・同場所で行うことは、どちらかの利益を損なうことになる可能性があるため等）、性別にかかわらず同じ支援を行っている等、この点は配暴センターの対応に幅がある。
- 同一の配暴センター内で男女の支援を同時に行うことの難しさ、避難など支援が必要な際に利用できる社会資源の少なさ、加害者の可能性を踏まえた慎重な対応が必要であることなどが課題となっている。
- 男性被害者には、被害を受けたことへの羞恥心が大きいこと、危険であることへの危機感が薄いこと等の傾向等もあり、面談にはつながりにくいとの配暴センター意見がみられる。

有識者 コメント

- 男性被害者支援グループが形成されている地域もあるが、全国的には、体系だった支援には至っていない状況がある。また、男性相談は加害から被害まで幅広く扱うので、男性性を理解する専門的な研修と独自の体制構築が必要である。
- 男性被害者相談は行っているが、面談まで行っている配暴センターは少なく、避難施設等と連携している配暴センターはさらに少ないと思う。
- 民間の男性向けシェルターは、数が少ないことから、都道府県をまたいで委託を受け、被害者の受け入れを行っている。全国の設置・受け入れの現状等を調査する必要がある。
- 男性被害者の避難場所については、生活困窮者の宿泊施設を活用するなどイレギュラーな対応を行っている。全国的にも同様の状況ではないか。

論点

- 男性被害者への面接相談を含めた相談窓口・支援の拡充に向け、どのような取組が必要か。

3 被害者支援の在り方について

(2) 同伴の子への対応



調査結果 (概要)

- 同伴の子が男児の場合、公的シェルターに入れないケースがみられる。また、そのようなケースでは、公的シェルター入所を断念し、民間シェルターや賃貸物件（経済的負担が発生する可能性がある）、実家・知人宅（加害者に探索される可能性がある）へ避難するパターンがみられる。
- ヒアリングを実施したケースにおいては、配暴センターと児童虐待部門との連携が取れている（例：児相に連絡を入れて、調査をしてもらう、子だけ保護してもらう等）ものが多かった。

有識者 コメント

- 一定程度の年齢以上になると（例：高校生）、「同伴の子」との扱いに限界が出てくる。同伴児ではなく、独立した一人への支援を行う方が、結果的に母子の負担が軽減されることがある。
- 同伴の子も、面前DV被害者であることを踏まえ、いわゆる「暴力の連鎖」を意識した心理的ケアが受けられる体制も必要である。
- 同伴の子がケアを受けられること自体が、被害者の心身の回復に寄与することにつながる。

論点

- 被害者と同伴の子を共に保護するための柔軟な方法について、好事例の情報共有等が必要ではないか。
- 児童福祉分野との連携を更に促進するために、どのような取組が必要か。

3 被害者支援の在り方について

(3) テクノロジーを悪用した加害者の追跡行動等への対応



調査結果 (概要)

- いわゆる「紛失防止タグ」、スマートフォンのGPS情報、カーナビゲーション・システムの履歴情報等で監視・追跡をされている被害者は多く、一時保護所など避難先が知られるケースがみられる。
- 居場所が特定された場合においても、どのような手段・方法で特定されたのかは分からない状況もみられる。
- 支援団体や警察等が、金属探知機を使用した被害者等に対する安全対策を取ってはいるが、機器は日々進化していること、多様な追跡手段があること、技術に関する専門知識を要することから、対応にも限界があるとの意見が配暴センターからあった。
- 機器による追跡ではないが、配暴センターに相談していることを被害者自らが加害者に明かしてしまうケースもみられる。

有識者 コメント

- テック・アビューズについては、追跡だけでなく様々な行動の把握や相手のコントロールに用いられるようになっており、世界各国の支援現場でどのように対応していくかについての検討がなされている。各国でノウハウを共有しながら、対策を立てていく必要がある。
- ICTセキュリティの専門家、警察、支援団体から情報をもらいながら、配暴センターや自治体で何をすることが適切なのか、準備を進めていく必要がある。
- 自宅から取り出した荷物の中に追跡端末が仕込まれている可能性があるため、荷物の取り出しを諦めてしまう等、退去等命令が骨抜きにされるような事例も増えてきている。
- シェルターの場所が特定される原因として多いのは、自分から連絡を取り、所在地を知らせてしまうパターンである。支援者側も、被害者が困難な状況にいることを受け止めた上で支援力を強化していくことが必要である。

論点

- テクノロジーを悪用した加害者の追跡行動等についての知見の蓄積や対応方法の検討が必要ではないか。

3 被害者支援の在り方について

(4) 中長期にわたる被害者支援



調査結果 (概要)

- 配暴センターによるDV被害者支援では、被害者の安全確保後も、生活基盤の再構築などに向けた中長期的な支援が必要となるケースが少なくない。
- 配暴センターにおいては、一時保護施設退所後も、継続支援につなげたり、移った先の施設（例：母子生活支援施設等）や自治体等と連携して被害者やそのこどもを見守るケースがみられる。このようなケースでは、自治体、支援施設、医療機関、学校等の関係機関（転居先の機関を含む。）との連携による支援が行われている傾向もみられる。

有識者 コメント

- 中長期的な支援を必要とするケースもみられ、中長期の被害者支援についても大事なポイントだと思う。
- 配暴センターは、被害者にとって支援の入口となり、被害者をエンパワメントしながら、その後の生活再建に向けて、関係機関による支援へと切れ目なくつなぐという自らの立ち位置・機能の重要性を認識することが重要である。
- 中長期支援や関係機関の連携を促進するために、配暴センターは個別ケース検討会議等に積極的に関わり、DV被害者支援の観点からの見立てを伝えていくことが重要である。また、DV被害者支援を通じて得られた知見をDVの予防のための施策等の観点にも活かしていくことが重要である。

論点

- 被害者とそのこどもに対する中長期支援において、地域の実情に応じ配暴センターがどのような役割を担うか、関係機関・部門とどのように連携するかを整理する必要があるのではないか。